

賞に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第3条第2項の規定に基づき、賞の贈呈に関し必要な事項を定める。

(賞の種類)

第2条 本会に日本女性科学者の会功労賞（以下「功労賞」という。）並びに日本女性科学者の会奨励賞（以下「奨励賞」という。）を設ける。

(功労賞)

第3条 功労賞は次のいずれかに該当する者に贈呈する。

- (1) 自然科学者の発展、学術研究に顕著な功績のあった女性科学者
- (2) 我が国の女性科学者の研究推進、地位向上などに寄与した者
- (3) 本会のために尽力し、顕著な功績のあった者

2 功労賞は原則として年2名以内を対象とし、受賞者それぞれに表彰楯を贈呈する。

3 功労賞の選考は、理事1名を含む本会会員5名以上が推薦し、理事会が決定する。但し、同一の推薦人が複数の候補者推薦を行うことはできない。

(奨励賞)

第4条 奨励賞は次の各号のすべてに該当する者に贈呈する。

- (1) 広く理系の分野において研究業績をあげ、その将来性を期待できる者
- (2) 本会の目的達成のために努力しており、各研究分野のロールモデルと認められる者

2 奨励賞は原則として年3名以内を対象とし、受賞者それぞれに表彰楯と奨励金20万円を贈呈する。

3 奨励賞は本会正会員および学生会員を対象として、候補者を一般公募（自薦及び他薦）する。

4 年齢、国籍、性別は問わない。ただし、応募時に教授、部長等の職にある者は除外する。

5 奨励賞の選考は、その活動実績、活動内容及び外部評価委員による研究評価結果を考慮して、理事会が決定する。

6 外部評価委員は、賞担当理事が各研究専門分野から理事以外の研究者、それぞれ5名以内を選定し、理事会の承認を得て評価を依頼する。

(贈呈の方法)

第5条 功労賞並びに奨励賞の贈呈は、本会の定時会員総会の日において、会長名で行う。

(受賞者の公示)

第6条 理事会が受賞者を決定した場合は、速やかに受賞対象者に通知するとともに、本会のニュースとして電子公告等で公示する。

(規則の改廃等)

第7条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則の施行の日をもって、「SJWS賞規定(1995年制定、2009年一部改訂)」は廃止する。

第3条 この規則は、平成28年4月24日開催の第13回理事会で改定し、同年同日から施行する。

第4条 この規則は、平成30年3月11日開催の第23回理事会で改定し、同年同日から施行する。

第5条 この規則は、平成30年12月8日開催の第27回理事会で改定し、平成31年4月1日から施行する。